

令和元年度 旭川市空き家無料合同相談会

- 長い間放置している空き家をどうしたら良いだろう
- 空き家を売却したいけど、どうしたら良いだろう
- 親から家を相続したけど、これからの管理はどうしたら良いだろう

といった空き家に関するお困り事は、ありませんか？



市では、司法書士や宅建協会の協力のもと、空き家に関する無料相談会を開催します。空き家の管理などでお困りの方は、この機会に是非ご参加ください。



- 日時 令和元年11月24日(日) 10:00~17:00
- 会場 旭川市国際交流センター(フィール旭川 7階)
共用会議室1・2(旭川市1条通8丁目108番地)
- 主催 旭川市
- 共催 旭川司法書士会
公益社団法人 北海道宅地建物取引業協会 旭川支部



○開催概要

対象者	主に空き家を所有または管理されている方 空き家となる予定の建物を所有または管理し、今後の管理や処分で困っている方		
内容	1. 相続や登記に関するご相談 2. 不動産取引に関するご相談 3. 住宅の除却に関するご相談	費用	無料
定員	15名程度 (相談時間: 60分以内) ※定員により、ご参加いただけない場合、相談内容に応じて後日、別途ご相談の機会をご提案いたします。		
申込み締切り	令和元年11月18日(月)まで ※定員になり次第、締切らせていただきますので、ご了承ください。		
申込み方法	<p>事前に、所定の申込書を郵送、FAX 又は E-mail にて、下記申込み先までお送りください。</p> <p>なお、電話によるお申込みはできません。</p> <p>※お申込みは、申込書に必要事項①~⑫をご記入の上、お送りください。</p> <p>①申込み内容②氏名 ③性別 ④住所 ⑤年代⑥電話・FAX 番号⑦相談会を知った方法 ⑧空き家になった時期⑨構造⑩空き家の住所⑪現在の空き家の状況⑫ご相談内容</p> <p>※申込書は、市のホームページからダウンロード可能です。</p> <p>市HP: くらし > 住宅・土地・都市計画 > 住宅・建築 > 空家等対策 > 令和元年度 旭川市空き家無料合同相談会</p>		
申込みお問合せ先	旭川市 建築部建築指導課建築管理係 〒070-8525 旭川市6条通10丁目第三庁舎3階 電話: 0166-25-8561 (直通), FAX: 0166-24-7009 E-mail: kenchikusidou@city.asahikawa.hokkaido.jp		
その他	※申込み後に受付票をお送りしますので、当日ご持参ください。 ※無料駐車場は、会場にありません。		

※旭川司法書士会 HP http://www.asa-s.jp/soudan_mado.html/

※公益社団法人 北海道宅地建物取引業協会 旭川支部 HP <http://takuken.net/>